

五島圏域二級水系流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「五島圏域二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、五島圏域における二級水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、五島市における別表1の二級水系の流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、前項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置くものとし、別表3の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、前項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

（幹事会の目的）

第6条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

（協議会の実施事項）

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 五島圏域における二級水系流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

（会議の公開）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 前各項に定める資料の公表をもって、協議会の公開とみなす。ただし、協議会の事前の了解を得たうえで協議会を公開形式で開催することもあるものとする。

4 幹事会は、原則非公開とする。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（事務局）

第10条 協議会及び幹事会の運営に係る事務を行うため事務局を置く。

2 事務局は、長崎県土木部河川課に置く。

（附則）

本規約は、令和6年10月23日から施行する。

別表 1

五島圏域 二級水系

番 号	水 系 名
1	福江川水系
2	前田川水系
3	市小木川水系
4	猪ノ木川水系
5	増田川水系
6	田尾川水系
7	山手川水系
8	丸子川水系
9	小川川水系
1 0	中須川水系
1 1	荒川川水系
1 2	丹奈川水系
1 3	大河原川水系
1 4	鰐川水系
1 5	浦の川水系
1 6	一の川水系

別表 2

五島圏域 二級水系流域治水協議会

機 関 名	役 職 名
五島市	市長
気象庁 長崎地方気象台	次長
林野庁 長崎森林管理署	署長
長崎県	危機管理対策監 土木部長 五島振興局長

別表 3

五島圏域 二級水系流域治水協議会 幹事会

機 関 名	役 職 名
五島市	総務企画部 総務課長 産業振興部 農林課長 建設管理部 建設課長
気象庁 長崎地方气象台	水害対策気象官
林野庁 長崎森林管理署	次長
長崎県	危機管理部 防災企画課 課長補佐 土木部 河川課 課長補佐 砂防課 課長補佐 都市政策課 課長補佐 住宅課 課長補佐 建築課 課長補佐 農林部 農村整備課 参事 森林整備室 参事 五島振興局 農林水産部 農村整備課長 林務課長 建設部 管理用地課長 河港課長 福江ダム管理事務所長